

第3回 JYMA選抜 大学対抗&U23 ユース大会

2014年3月14~16日

ISAFグレード3

JYMA Youth National Championship U23

帆走指示書 (ver.2.0)

略語:

PC – プロテスト委員会RC – レース委員会OA – 主催団体NA – 各国協会RRS – セーリング競技規則SI – 帆走指示書IJ –インターナショナル・ジュリーNOR – レース公示

JYMA-日本ヨットマッチレース協会

1 規則

- 1.1 本大会には以下の規則が適用される。
 - (a) RRSに定義された「規則」。付則Cを含む。
 - (b) 競技艇取扱い規則(SI 付属文書C)。これは練習やスポンサーレースにも適用される。
 - (c) 適用される各国協会規定がある場合は、公式掲示板に掲示される。
- 1.2 クラスルールは適用されない。
- 1.4 RRS41に以下を追加する: (e)水中からクルーメンバーを助け上げ、艇上に戻すための援助。但し艇に戻すのは、水中から助け上げた場所の近くの場合に限る。
- 1.5 RRS C6.2に以下を追加する: (e)クラス規則
- 1.6 RRS C6.3を削除し、以下と置き換える:レース中でなくなるまでに生じた状況を理由に救済要求をしようとする艇は、その状況に気が付いた後できるだけ早く、赤色旗をはっきりと掲揚しなければならない。だたし、フィニッシュまたはリタイア後2分を超えてはならない。
- 1.7 RRS C8.6を削除し、以下と置き換える:マッチのアンパイアが、少なくとももう一人の別のアンパイアとともに、艇がルール14に違反し、損傷が起こったと判定した場合、彼らは審問なしにSI付属文書Eに示されたポイント・ペナルティーを課すことができる。競技者には実行できるようになればすぐにペナルティーを知らせなければならず、知らされた時に競技者は審問を要求することができる。その場合PCは規則C6.6に基づく手続きを進めなければならない。PCによって決定されるペナルティーは、アンパイアによって課されたペナルティーを越えることがある。アンパイアは、SI付属文書Eに示されたものよりも重いペナルティーが適当であると判断した場合は、規則C8.4に基づき処置しなければならない。

2 参加と参加資格

- 2.1 OA により招待されたスキッパーのみが本大会の参加資格がある。 参加を認められたスキッパーのリストをSI付属文書Aに示す。
- 2.2 参加資格を保持するためには、クルー全員の登録、参加料の支払い、 ダメージ・デポジットの供託、クルーの計量、これらすべてを3月14日 $8:00\sim9:30$ の間に完了しなければならない。但し OAが延長した場合を除く。
- 2.3 ダメージ・デポジットはそれぞれの事故に対するそれぞれのスキッパーの責任限度額ではない。競技艇が付保されている船体保険の免責額は100,000円である。スキッパーは1回のインシデントにつきこれを限度とする金額を請求されることがある。デポジットからの控除が行われた場合、スキッパーは参加資格を維持するためにデポジットを元の金額まで戻すよう求められる。
- 2.4 各スキッパーは乗艇した艇の損場や損失に対して責任がある。但し、アンパイアまたはPCが別に責任を 割り当てた場合を除く。
- 2.5 マッチの予告信号後、登録スキッパーは、緊急の場合を除き、舵から離れてはならない。



- 2.6 登録スキッパーが大会を継続できなくなった場合、OA は初期のクルーメンバーを交代として認めることがある。
- 2.7 登録クルーメンバーが大会を継続できなくなった場合、 OA は交代、一時的な交代、または他の調整を 認めることがある。

3 競技者とのコミュニケーション

- 3.1 競技者への通告は、日産マリーナ東海のレースオフィスに設置された公式掲示板に掲示される。
- 3.2 陸上で発する信号は、芝生スペースのポールから掲揚される。
- 3.3 スキッパーは、OAにより許された場合を除き、3月14日9:00(予定)からレースオフィスで行われる 最初のブリーフィングに出席しなければならない。
- 3.4 アンパイアとの最初のミーティングは最初のブリーフィングに引き続き行われる。
- 3.5 アンパイアディブリーフィングは毎日夕刻に行われる。

4 帆走指示書の変更

- 4.1 陸上で行われる SI の変更は、影響を及ぼすレースのスタートの少なくとも 30 分前に掲示され、RC と PC の代表者により署名される。
- 4.2 (削除)
- 4.3 水上で行われる変更は、音響信号3声と共に第3代表旗を掲揚することにより信号が発せられる。アンパイアが、口頭か書面のいずれかでこのことを伝達することがある。

5 艇とセール

- 5.1 (a) 本大会はJ/24タイプの艇でレースを行う。
 - (b) 使用するセールはRCにより割り当てられる。
 - (c) 競技者は、スポンサーシップの義務を果たすため、シリーズ中にセールの交換を要請されることがある。このことは救済の理由とはならない。この項はRRS 62を変更している。
- 5.2 用いるセールの組み合わせは、注意信号とともにまたはそれ以前にRCボートから信号が発せられる場合を除き、メイン、ジブおよびスピンネーカーとする。信号は以下のことを意味するものとする。

【信号】 【用いるセールの組み合わせ】

オレンジ色旗 スピンネーカーなし (スピンネーカー・ポールもなし)

黒色旗 メインセールをワンポイント・リーフする

- 5.3 その他の制限または指示が、アンパイアより口頭で艇に与えられることがある。第3代表旗は必要ない。
- 5.4 RCは、各ステージでどの艇を用いるかを決定し、RCがある艇を用いない方がよいと決定した場合、その艇を割り当てられたスキッパーには、別の艇の一時使用を指示する。
- 5.5 RCは、元の艇が損傷を受け、その時点で有効な修理が受けられないと納得した場合、代わりの艇を許可することがある。

6 艇の識別と割り当て

- 6.1 艇は艇番号により識別される。
- 6.2 (削除)
- 6.3 RCの決定に従って、艇は毎日の朝のミーティングで、または各ステージの始めに、くじ引きされる。
- 6.4 艇は、ペアリングリストとレース日程に従って交換される。



7 クルーメンバー、人数と体重

7.1 チームが登録できる乗員数 (スキッパーを含む) の制限はない。ただし、レースに乗艇できる人数は、スキッパーを含む4名もしくは5名である。クルーは、RCにより配置された人員を除いてSI7.2(a) の制限以内であれば、登録されたクルーと交替することができる。最初のレースで帆走したクルーの数は、以降のすべてのレースでも同じでなければならない。交替は事前のRCによる承認を必要とする。交替に要する時間はスタート延期の要請の根拠とはならない。

7.2 クルーの計量

- (a) スキッパーを含むクルーの合計体重は、少なくともパンツとシャツを着用した状態で、登録時またはRCにより指定された時に計量し、350 kgを超えてはならない
- (b) クルーの体重はレガッタの最中にチェックされることがある。再計量においては、合計体重の 限度は10kg増加される。この増加された制限体重の超過は、ペナルティーを課されることはない が、再びレースする前に、増加された制限体重まで減量しなければならない。

8 イベント・フォーマットとスタートのスケジュール

- 8.1 イベント・フォーマットとペアリングリストはSI付属文書Bに記す。フライトで帆走するマッチは、RC ボートからスタートする順に掲示される。
- 8.2 2名のスキッパー間のノックアウト・シリーズでは、
 - (a) マッチごとに指定エンドを交替しなければならない。ペアリングリストで指定された場合を除き、最初の指定エンドはくじ引きにより決定されるものとする。この項はRRS C4.1を変更している。
 - (b) シリーズが決着した場合、この2名間でそれ以上のマッチを帆走することはない。
 - (c) クルーは、シリーズでの奇数のマッチの後、艇を交換する。
- 8.3 レース日は3月14日から16日まで予定されている。
- 8.4 レース最終日に注意信号が発せられる最も遅い時刻は15:30とする。
- 8.5 それぞれの日に帆走するマッチの数は、RCが決定する。
- 8.6 RCは、現在の状況または予定されている残りの時間では、残りのマッチを行おうとすることが実行不可能であると判断した場合、ステージまたは大会を終了させることができる。初期のステージは、後期のステージを行うために終了させることがある。
- 8.7 それぞれの日の最初の注意信号の予定時刻は、3月14日は10:30、15日、16日は9:00である。
- 8.8 引き続き行うフライトのスタート手順は、実行可能な限り速やかに前のフライトに引き続いて開始するものとする。ペアリングに影響を及ぼさなければ、前のフライトの最終マッチがフィニッシュすることを必ずしも要しない。
- 8.9 あるマッチが予定された時刻にスタートできない場合、次のマッチの信号とスタートは元の予定のままとし、スタートしないペアは空白のスタートのままとする。スタート・シークエンスの旗は、空白のスタートに対しては掲揚されない。
- 8.10 ノックアウト・シリーズで、あるシリーズの勝者が決定した場合、引き続き行われるスタートは、空白のスタートをなくすために前へ持ってくるものとする。競技者には、アンパイア.より口頭でそのことを伝える。
- **ソース・エリア**レース・エリアは 日産マリーナ東海沖である。



10 コース

- 10.1 形状、信号と帆走すべきコース
 - (a) 形状(縮尺どおりではない)

マークW o

マークレ

スタート/フィニッシュ・ライン o------o

(b) 信号と帆走すべきコース

コース信号は、予告信号と同時またはそれより前にRCボートの上から掲揚される。マークWとLは、スターボード回りで回航しなければならない。

<u>信号</u> <u>コース</u> 信号なし スタート - W - L - W – フィニッシュ S旗 スタート- W – フィニッシュ

(c) マークの説明

RC ボートはボート上に掲揚された日産マリーナ東海旗によって識別される。 スタート/フィニッシュ・ラインのマークは黄色円柱(棒状)ブイである。 マークW は黄色円柱(棒状)ブイである。 マークLは 黄色円筒(俵型)ブイである。 置き換えマークは黄色の円筒(俵型)で赤い帯を巻いたブイである。

- 10.2 スタート/フィニッシュ・ライン
 - (a) スタート/フィニッシュ・ラインはスタート/フィニッシュ・マークとRCボート上の日産マリー ナ東海旗を掲揚したメイン・マストのコース・サイドの間の直線とする。
 - (b) ブイをキールの深さの直下のRCボートのアンカー・ラインに付けることがある。艇は、いかなる時もこのブイとRCボートとの間を通過してはならない。このブイは、RCボートのグランド・テークルの一部である。

10.3 コースの制限

- (a) ローイング中かアンカリング中かにかかわらず、レース・エリア内にいる手漕ぎの釣り船から半径 10mの区域は障害物とみなす。レース中、艇体のいかなる部分もこの区域に入ってはならない。手漕ぎの釣り船は付属文書 Fにて特定する。
- (b) この SI の違反は、艇による抗議の対象とはならないが、RRS C8.2 によるアンパイアの処置に属する。この項は RRS C6.2 と C8.2 を変更している。

10.4 中止と短縮

- (a) RRS 32 を削除し、以下と置き換える:「スタート信号後、RC は、なんらかの理由のために、可能な場合には担当アンパイアと協議後、マッチを中止または短縮することができる。」
- (b) フライトの中で、視覚信号が数字旗の上に展開された場合、その信号は数字旗が示すマッチにの み適用する。

11 破損と修理のための時間

11.1 艇は、フライトの注意信号の前もしくはフィニッシュ後2分以内、または新しい艇への乗換え後5分以内のいずれか遅い方までに、艇またはセールの破損または損傷、またはクルーの負傷があることを合図し、次のスタートを遅らせるよう要請するために、ピンク旗を掲揚することができる。その艇は、でき



るだけ早くRCボートの風下近くに進み、そこにとどまらなければならない。ただし、別の指示がある場合を除く。

- 11.2 修理に許される時間は、RCの裁量によるものとする。
- 11.3 フライトの注意信号後は、破損のためにマッチを延期または中止しない。ただし、SI 11.1により定められているとおりに、破損信号が掲揚された場合を除く。
- 11.4 規則 RRS 62.1 (b) が適用される場合を除き、許された時間内に修理を終えられなかったこと、または注意信号後の破損は、救済の理由とはならない。この項はRRS 62を変更している。

12 スタートの手順

12.1 注意信号は、各フライトの最初のスタート信号の7分前に掲揚される。この項はRRS C3.1を変更している。

13 風上マークの位置の変更

- 13.1 コースの変更は、置き換えマークWを設置することにより行う。
- 13.2 コース変更の信号(RRS 33 とレース信号を変更している)
 - (a) C旗と色つきの旗またはボードは「風上マークを移動した。旗またはボードと同じ色のマークへ 向かえ」を意味する。
 - (b) 引き続いてのコース変更が行われC旗のみが掲揚される場合は次のことを意味する。「風上マークを移動した。オリジナルのマークへ向かえ」。
 - (c) スタート後のコース変更を特定のマッチにのみ適用する場合、当該数字旗により指示するものとする。

13.3 信号を発する船

- (a) 最初のレグでコース変更を行う場合、信号は適用するそれぞれのマッチの準備信号と共にRCボートから掲揚する。準備信号には一連の反復音響信号を伴うものとする。
- (b) 最初のレグの後にコース変更の信号を発する場合、マークL付近にいるボートまたはRC艇のバウから掲揚するものとする。

14 タイム・リミット

14.1 相手艇がコースを完了しフィニッシュした後、5分以内にフィニッシュしない艇はDNFと記録される。 この項はRRS 35 とA5を変更している。

15 コーチ・ボート

- 15.1 コーチ・ボートは、コーチしているチームの識別を目立つように表示しなければならない。
- 15.2 OAは、コーチ・ボート用のバースを提供しない。
- 15.5 コーチ・ボートによるレースまたは大会組織への妨害は、当該スキッパーまたはチームに対しPCの裁量で適用されるペナルティーをもたらすことがある。

16 メディア、画像および音声

- 16.1 OAにより求められた場合:
 - (a) OAにより用意されたテレビジョン要員と機材(またはダミー)をレース中搭載しなければならない。
 - (b) 競技者はレース中、OAにより用意されたマイクロフォンを装着し、OAまたはRCに指示された場合、インタビューに応じなければならない。
 - (c) 登録スキッパーはOAにより用意され、レースしている間コメンテーターが彼らと通信できるようにする、通信装置を装着しなければならない。
- 16.2 競技者はOAが用意したメディア装置の正常な作動を妨害してはならない。
- 16.3 OAは、大会中に記録された画像や音声を無償で使用する権利を有するものとする。



17 賞

- 17.1 第一位、二位、三位のチームには日本ヨットマッチレース協会の賞状が授与される。
- 17.2 優勝チームにはJYMA賞として特製オンザロックグラス6個が授与される。

18 行動規範

- 18.1 競技者は、公式行事への出席、大会スポンサーへの協力を含む競技役員からの合理的な要求に従わなければならず、また大会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
- 18.2 競技者は、艇と装備を適切な注意とシーマンシップで、SI付属文書CとDに従って、取り扱わなければならない。
- 18.3 レース中のスキッパー及び/またはクルーによる以下のような行為は、RRS8.3(c)に基づくスポーツマンシップ違反とみなされ、RRS C5.2またはC5.3によるアンパイア発議のペナルティーを課される場合がある。
 - ・アンパイアの判定に対しての、言葉による過度な強要・指導あるいは感化しようとする試み
 - ・アンパイアの判定に対する繰り返しまたは継続的な異議の表明(言葉によると否とにかかわず)
 - ・判定前後にアンパイアを罵ること(Call MR13も参照のこと)
- 18.4 このSIに対する違反はPCに付託される。ペナルティーは、PCの裁量に委ねられ、大会へのこれ以降の参加からの排除、賞金品の没収、供託金の差押えを含めることができる。
- 18.5 このSIに対する重大な違反は、RRS69による処置を求めて、OAによってPCに付託されることができる。

19 安全規定

「競技者は、衣服の交換等で一時的に外す場合を除き、海上にいるときには常にライフジャケットまたは適切な個人用浮力体を着用していなければならない。ウェットスーツ、ドライスーツは適切な個人用浮力体とはみなされない。これは規則 40 を変更している。」

20 責任の否認

大会に参加するすべての者は、自己のリスクで参加している。OA、その関係者および任命を受けた者は、原因が何であれ、発生したいかなる損害、損傷、傷害または不都合に対しても、その責任を受け入れない。



SI 付属文書 A - 参加資格のあるスキッパー・リスト(スキッパー名アルファベット順)

Skipper			Team	ISAF ID
1	Α	Ai Goumitsu	Rikkyo University	JPNAG2
2	В	Akiyo Yamaguchi	Waseda University	JPNAY9
3	С	Hidekazu Kotaka	Enoshima Alliance	JPNHK20
4	D	Itsuki Tokushige	DUYC 470	JPNIT4
5	Ε	Junpei Tsuda	Wakayama Univ.	JPNJT6
6	F	Naoki Uemura	Kobe University	JPNNU2
7	G	Shinsuke Nonaka	Ritsumeikan University	JPNSN16
8	Н	Syouta Matsushita	Kansai University	JPNSM17
9	I	Taro Shiojima	The University of Tokyo	JPNTS25
10	J	Tatsuki Oshio	Kanazawa University	JPNT020
11	K	Yasuaki Fujita	Doshisha University	JPNYF3
-	L			



SI 付属文書 C-艇の取扱い規則

1 全般

艇をイコライズ(対等にすること)するためにすべての妥当な措置が取られている限り、艇の差異は 救済の根拠とはならない。この項は RRS 62 を変更している。

- **2 禁止されるアイテム**(**品目**) **と行為** 緊急時または損傷や負傷を予防するため、またはアンパイアが 指示した場合を除き、次のことは禁止されている。
- 2.1 支給された装備に何かを付け加えたり省略したり、あるいは変更を施すこと。
- 2.2 意図された目的や、特に許された目的以外に装備を使用すること。
- 2.3 RCの許可を得ずに装備を交換すること。
- 2.4 重大な損傷を引き起こすことが予期できるような方法で艇を帆走すること。
- 2.5 それ自体を使用しているときを除き、通常の保管位置から装備を移動すること。
- 2.6 前もって許可を得ずに艇に乗り込むこと。
- 2.7 必要とされるダメージ・デポジットを支払わずに、あるいはRCの許可なしで、またはレース日において陸上で「AP」旗が陸上で掲揚されているときに、バースや係留場所から艇を出すこと。
- 2.8 艇を上架したり、喫水線以下を清掃したりすること。
- 2.9 (削除)
- 2.10 スピンネーカーの帆布にラインを取り付けること。
- 2.11 たとえテルテールを取り付けるためであっても、セールに穴をあけること。
- 2.12 無線交信すること (携帯電話を含む)。但し損傷の報告、RCの要請に対して応答する場合を除く。
- 2.13 バックステイ以外のスタンディングリギンのテンションを調整したり変更したりすること。
- 2.14 メインシート、バックステイ、ヴァングの調整にウインチを用いること。
- 2.15 (削除)
- 2.16 リーフラインをアウトホールとして使用すること。
- 2.17 フォアセールのシートを交差してウインチングすること。
- 2.18 ウインチにシートを取る前に、ヘッドセール・カーやターニング・ブロックを通す事を省くこと。
- 2.19 手持ち用コンパスと時計以外の電子機器を使用すること。
- 2.20 ハルおよびデッキにパーマネントインクで直接マーキングすること。
- 2.21 残痕を残すようなテープの使用。
- 2.22 スピンネーカー・ポールを、フォアセールを張り出すために使用すること。
- 2.23 スタート信号後、クロースホールドで数秒以上帆走しているとき、メインブームの位置は、コックピットフロアーのブロックから出ているメインシート及びヴァングによってのみコントロールしなければならない。
- 2.24 タッキングやジャイビングを促進するため、あるいはクルーが艇の外に乗り出すのを助けるために、シュラウド(すべてのインナーシュラウドを含む)のロワーボトルスクリュー(ターンバックル)より上部をつかむことは禁じられる。
- 2.25 SI C 2.22, 2.23または2.24 の違反は艇による抗議の対象とはならず、RRS C8.2に基づくアンパイアによる処置に属する。この項はRRS C6.2 と C8.2を変更している。
- **3 容認されるアイテム(品目)と行為**一以下の項目は許される。
- 3.1 以下の装備を積み込むこと。
 - (a) 基本的な手工具
 - (b) 粘着テープ
 - (c) ライン (弾力性の物か、そうでなければ直径4mm以下のもの)
 - (d) マーキングペン
 - (e) テルテール用の素材
 - (f) 時計、タイマーおよび手持ち用コンパス
 - (g) シャックルおよびクレビスピン
 - (h) ベルクロテープ
 - (i) ボースンチェア
 - (j) 予備の旗



- (k) PFD、OAが用意しない場合
- 3.2 以下のために3.1 の装備を用いること
 - (a) ライン、セール、シートがもつれるのを防ぐ。
 - (b) テルテールの取り付け。
 - (c) セールの損傷または艇外への落下防止。
 - (d) コントロールのセッティングをマークすること。
 - (e) 小修理の実施と許された範囲での調整。
 - (f) 付則C6に関する信号を発するため
 - (g) 個人の安全のため
- 3.3 スピンネーカー・シート・キャッチャーをバウに固定すること。但し、艇長を100mmより長く延長せず、かつ取り外し後の修理を必要としないこと。
- 3.4 メインシートの巻き数 (purchase) を変えること。
- 4 義務である項目と行為 一以下は許可される。
- 4.1 たとえダメージやロスの記録がなくても、艇を離れる前にダメージレポート文書を完成し、RCに提出すること。レポートには、ダメージの原因あるいは今後のレースで艇に不利益をもたらすかもしれない事柄の証言を含めなければならない。艇の乗換えが水上で行われる場合には、報告はRCに対し口頭でできるだけ早く行わなければならない。
- 4.2 セーリングしたそれぞれの日の終わりに以下を行うこと。
 - (a) 指示されたとおりにセールをたたみ、バッグに入れ、しまうこと。
 - (b) その日の始めに乗り込んだ時と同じようにきれいに清掃して艇を離れること。
 - (c) バックステイのテンションを緩めること。
- 4.3 最終日の終了時の固有の艇について、艇の清掃(キャビンとデッキ)、すべてのゴミ、テープやマークの除去。
- 4.4 いかなるやり方でも艇の装備の変更の要求は書面で行い、文面はYes/Noで回答できる文章でなければならない。
- 4.5 バースや係留場所との往復において、速度制限や航路標識を含むあらゆる規制に従うこと。
- 4.6 本項の4.2と4.3違反は損傷とみなされ、修正する費用はダメージ・デポジットから差し引かれる。



SI 付属文書D-装備リスト

主催団体より用意される、固定されていない下記のアイテムのリストは、最初のブリーフィングで各スキッパーに配布される。これらのアイテムはセーリング中常に指定された場所に積みこまれていなければならない。紛失があれば、毎日のダメージレポートで報告しなければならない。

SI 付属文書E-ダメージに対するペナルティー

マッチレースにおける艇間の接触の結果生じた損傷に対するペナルティー

付則 C6.6 および C8.6は、艇が規則14に違反した場合にアンパイアまたはプロテスト委員会がペナルティーを 決めることを認めている。この文書は、損傷をどのように査定するかを説明し、適切なペナルティーに関す る一般的な指針を提供する。プロテスト委員会が妥当な理由を認めた場合には、別のペナルティーを適用す ることがある。

次の表に示すように、損傷は3つのレベルに分類される。

レベル	程度	効果
レベル A – マイナー・ダメー ジ	艇の価値や、全体的な外観、正 常な運航に顕著な影響が無い。	大会後、軽度の表面上の作業を必要とするかもしれないが、艇は修理なしでレースすることができる。 修理は通常1時間以内の作業で済む。
レベル B – ダメージ	艇の価値および/あるいは全体 的な外観に影響がある。	損傷は、そのレースにおける艇の正常な運航に影響しないが、再びレースする前にある程度の(一時的な)作業を必要とする。1時間より多くの作業を要するが、通常は3時間以内である。
レベル C - メジャー・ダメー ジ	正常な運航に障害があり、構造 的な完全性が損なわれたかもし れない。	艇が再度レースするために一定の修理を必要とする。 3 時間より多くの作業を要する。

ポイント・ペナルティー: 審問なしに適用される。(これはRRS C8.6を変更している。)

レベル	ラウンドロビン	ノックアウト
Α	なし	なし
В	半ポイント	4分の3ポイント
С	1ポイント	1ポイント



SI 付属文書 F- コースの制限 (SI10.3a)

ローイング中またはアンカリング中かにかかわらず、レース・エリア内にいる手漕ぎの釣り船から半径 10mの区域は障害物とみなす。レース中、艇体のいかなる部分もこの区域に入ってはならない。

カヌーはここでいう手漕ぎ釣り船ではない。

